

令和6年3月26日

# 館山市地域防災計画

## 【第2編 地震・津波編】 (第3章)

令和6年3月  
館山市防災会議



## 【 目 次 】

### 第2編 地震・津波編

第3章 災害応急対策計画.....	地 3- 1
第1節 災害対策本部活動.....	地 3- 1
第2節 情報収集・伝達体制.....	地 3-11
第3節 地震・火災避難計画.....	地 3-26
第4節 津波避難計画.....	地 3-33
第5節 要配慮者等の安全確保対策.....	地 3-35
第6節 消防・救助救急・医療救護活動.....	地 3-38
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策.....	地 3-45
第8節 救援物資供給活動.....	地 3-50
第9節 広域応援の要請.....	地 3-58
第10節 自衛隊災害派遣要請計画.....	地 3-62
第11節 学校等の安全対策・文化財の保護.....	地 3-66
第12節 帰宅困難者等支援計画.....	地 3-71
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策.....	地 3-74
第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理.....	地 3-84
第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧.....	地 3-89
第16節 ボランティアの協力等.....	地 3-97



## **第2編 地震・津波編**

---



## 第3章 災害応急対策計画

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、市内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期することとする。

### 第1節 災害対策本部活動

この計画は、地震災害が発生したときに、迅速に災害対策本部を設置し、災害への対応を図るとともに、必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。

関係部課	すべての班
------	-------

市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令及び本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関、近隣市町村並びに市民等の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、館山市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部、県において災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

市本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び館山市災害対策本部条例の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成された「館山市職員災害対応初動マニュアル」により、各職員がその内容を熟知できるよう、研修制度や内容の充実を図り、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

#### 1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 市内震度が5弱を記録したとき、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき又は市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき、又は気象庁が津波予報区の「千葉県内房」に津波注意報を発表したときは、危機管理課は、次の措置を講ずる。

- ア 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
- イ 被害状況の把握及び報告

(2) 危機管理課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

- (3) 前記(1)及び(2)については、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

## 2 館山市災害対策本部

### (1) 設置又は廃止とその基準

市長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、本部を設置した後において、本市域内に災害の発生するおそれが消滅し、又は災害応急対策が概ね完了したため、本部を設置しておく必要がないと認めるときは、本部を廃止する。

なお、市長が不在、連絡不能等の場合、副市長がその権限を代行する。

ア 市内震度が5強以上を記録したとき

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意、又は巨大地震警戒)が発表されたとき

ウ 気象庁が、津波予報区の「千葉県内房」に「津波警報」又は「大津波警報」を発表したとき

エ 市域の全部又は一部が台風の暴風域に入ることが確実に予測されるとき

オ 市域内に大規模な停電が発生したとき

カ 市域内に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるときで市長が必要があると認めるとき

### (2) 本部会議

本部長は、市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、各班長及び本部事務局員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する次の重要事項について審議決定する。

ア 配備体制の発令及び解除に関すること。

イ 災害対策の総合的調整に関すること。

ウ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

エ 避難指示等に関すること。

オ 災害救助法(昭和22年法律第118号)の運用に関すること。

カ 千葉県及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。

キ 他市町村との相互応援に関すること。

ク 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

ケ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

### (3) 災害対策本部事務局

災害対策本部事務局は、所定の職員をもって構成する。局長を危機管理部長、副局長を危機管理課長とする。本部事務局員は、各班の活動に必要な、防災・消防に関する調整、クロノロジーを行う。次項の地区本部及び災害対策班の構成とも、詳細は資料2-1「災害対策本部の編成等」及び資料2-2「災害対

策本部各対策班の編成及び事務分掌」による。

(4) 地区本部及び災害対策班

地区本部は主任及び副主任、災害対策班は班長・副班長及びその他の班員をもって構成し、各々の分掌事務を遂行する。

[資料 2-1]災害対策本部の編成等（資料編 15 頁）

[資料 2-2]災害対策本部各班の編成及び事務分掌（資料編 17 頁）

(5) 特別委員・外部委員

特別委員は、館山市議会議長及び議会事務局長であり、市災害関連活動の情報収集、災害情報の提供を行い、第3配備以上で参加する。外部委員は、防災関係機関、関係団体等から派遣されている連絡員であり、災害関連の情報提供・共有、災害救助関連の諸調整に関することを行い、災害状況により任意で参加する。

(6) 各組織の連絡方法

ア 本部長の命令、本部会議の審議、決定事項等の連絡は、本部事務局が行うものとする。

イ 各班で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各班が承知しておく必要がある事項は、各班が速やかに本部事務局に報告するものとする。

ウ 上記イにより報告を受けた場合、上記アと同様に取り扱うものとする。

(7) 本部設置又は廃止の通報及び発表

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を県（知事）に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を報道機関に発表する。

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

イ 隣接市町長

ウ 消防長及び消防団長

エ その他、必要と認めた者

(8) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は市庁舎4号館危機管理課内に置く。ただし、災害等で使用できない場合は、市庁舎本館又はコミュニティセンターに置くものとする。

なお、災害対策本部を設置した場合は、「館山市災害対策本部」の標示を掲示する。

### 3 職員の配備

(1) 危機管理課長は、県知事又はその他関係機関から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象のおそれのある情報を収受したときは、直ちに市長に報告のうえ、当該災害対策に必要な動員について協議を行う。

(2) 各部課長は、常に気象の実況や予測とその他の災害現象に注意し、災害の発

生ずるおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

また、各部課長は、年度当初に配備体制に応じた職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。

- (3) 危機管理課長は市庁舎に待機し、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整に当たることによって迅速な初動体制の確立に努める。

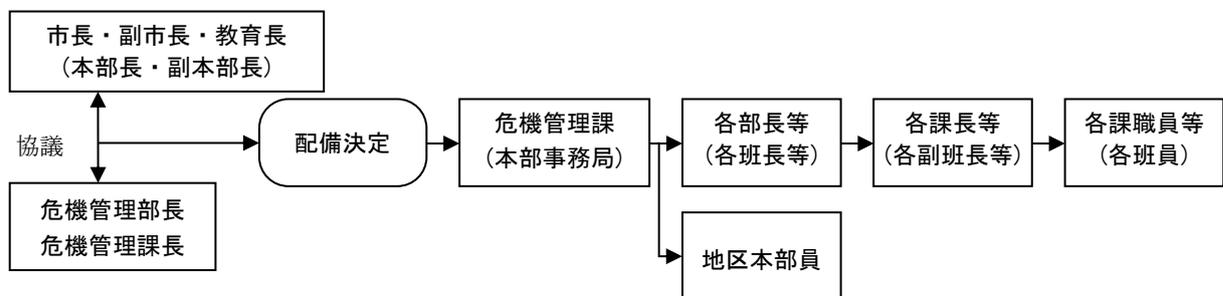
[資料2-3] 配備基準及び体制 (資料編 19頁)

## 4 職員の動員

- (1) 動員の伝達系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。

動員伝達系統図



- (2) 動員の伝達方法

市長 (本部長) の配備決定に基づく危機管理課 (本部事務局) からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

なお、各部課長は、所属職員をいつでも非常招集できるよう連絡体制を整えておくものとする。(連絡先、電話番号等を明確に把握すること。)

配備編成表及び伝達経路表は、毎年作成し、関係職員に配布しておくものとする。

- ア 勤務時間内

庁内放送、電話等により行う。

- イ 勤務時間外

電話、メール等により行う。

- (3) 自主登庁又は自主参集

勤務時間外に災害が発生し、電話又はテレビ、ラジオ等による伝達が不可能な場合の自主登庁又は自主参集は、次の方法によるものとする。

ア 災害対策本部において職務に当たる者は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置の参集基準に該当すると判断される場合は、市庁舎4号館危機管理課内に速やかに登庁するものとする。

イ 地区本部員は各小学校等に、その他の職員については、所属勤務箇所に速やかに登庁するものとする。

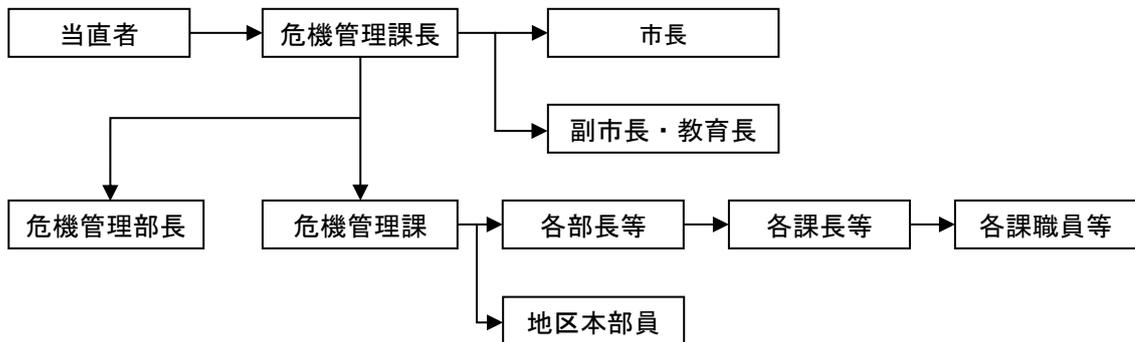
ただし、道路の損壊や交通手段の途絶等により、速やかに登庁すること

が困難である場合は、地区本部が設置される小学校に参集し、それぞれの災害応急体制の組織に入るものとする。

#### (4) 当直者の心得

- ア 当直者は、災害の発生するおそれがある気象状況が関係機関から通報されたとき、又は災害が発生し応急措置を実施する必要があると認められるときは、直ちに危機管理課長にその旨を伝達するものとする。
- イ 当直者からの連絡を受けた危機管理課長は、情報の内容、その他の状況等を分析、判断し、速やかに職員の動員等の措置をとる。

当直者による通報連絡系統図



#### (5) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に応じて最も迅速に参集することができる手段による。

ただし、震度5強以上の場合は、原則、徒歩、自転車、バイクとする（パンク注意）。

#### (6) 参集時の留意事項

- ア 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意する。
- イ 災害応急対策活動に便利で安全な服装で参集し、帽子、手袋、タオル、水筒、食料、懐中電灯等必要と思われるものをできるだけ携行する。
- ウ 参集途上、自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、又は本部活動に支障をきたすことのないよう注意を払う。
- エ 参集途上、人身事故等に遭遇したときは、周辺住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- オ 参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。
- カ 消防団活動兼務者は、消防団の活動を優先する。ただし、団活動の状況を見て市の業務に復帰する。

#### (7) 各班の体制確立及び相互応援

災害応急対策を総合的かつ迅速、的確に実施するため、本部長の配備体制の指示に基づき、各班の体制を確立する。総務班は人員を本部長に報告するとともに、繁忙な班との相互応援の調整を行う。

(8) 消防本部に対する伝達及び動員

市長は、災害対策本部を設置した場合、速やかに消防機関に伝達する。消防長は市長から市災害対策本部設置に伴う配備の要請を受けたときは、直ちに出勤できる体制を確保する。

(9) 地区本部員動員計画

情報連絡体制を確立するため、地区ごとに担当者を定め、災害が発生した場合、防災行政無線により正しい情報を流すため、移動系無線機を使用し、災害対策本部との交信の維持に努める。

## 5 災害救助法の適用手続き等

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）は、災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(1) 実施機関

被災世帯、住家の滅失等の算定及び災害救助法の適用に係る事務処理は、救援班が行うものとする。

(2) 災害救助法の適用基準・条件等

ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の規定によるが、具体的には次のとおりである。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域を単位に行うものである。

## 災害救助法の適用基準

区分	指標となる被害項目	滅失世帯数
1号適用	住家が滅失した世帯の数が、市内の人口に応じ、次頁別表「災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準」に定める数以上であるとき。	市 60世帯以上
2号適用	住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が1号適用基準の1/2以上であるとき。	県 2,500世帯以上 かつ市 30世帯以上
3号適用	住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。	県 12,000世帯以上 かつ市 多数
4号適用	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。 ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	—

※館山市の人口は令和2年国勢調査結果で45,153人であるため、1号及び2号に設定されている被災世帯数の基準は「人口30,000人以上50,000人未満」の市町村人口に適用されるものを表中に記載。

別表

### 災害救助法施行令第1条第1項第1号適用基準

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

### (3) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 災害が発生した場合の救助

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(イ) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災した住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 死体の捜索及び処理
- (サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- イ 災害が発生するおそれがある場合の救助
  - (ア) 避難所の供与

(4) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により次のとおり、みなし換算を行う。

**滅失世帯の算定基準**

被災状況	算定基準
全壊、全焼、流失	滅失 1 世帯
半壊、半焼等著しく損傷した世帯	滅失 1/2 世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住が不可能な世帯	滅失 1/3 世帯

## イ 住家の滅失等の認定

被災状況	認定基準
全壊	居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のも。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当確住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当確住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済手被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが不可能となったもの	上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

## ウ 世帯及び住家の単位

単位	定義
世帯	生計を一にしている実際の生活の単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 災害救助法の適用手続

ア 災害に対し、市域における災害が、「(2) 災害救助法の適用基準」に該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に報告(本部事務局)する。

なお、被災状況の報告にあたっては、「千葉県危機管理情報共有要綱」に従うものとする。

イ 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

ウ 知事は、市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

災害救助法を適用したときは、速やかに次により告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

告 示

〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 〇〇〇〇

(6) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、資料編のとおりである。

[資料14-2]災害救助法による救助の程度、方法及び期間(資料編 244頁)

## 第2節 情報収集・伝達体制

この計画は、地震や津波の被害を最小限にとどめるために、これらの情報を一刻も早く市民や海水浴客等に伝達するとともに、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：すべての班 [事務組合等]：消防本部、三芳水道企業団

円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要があり、特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

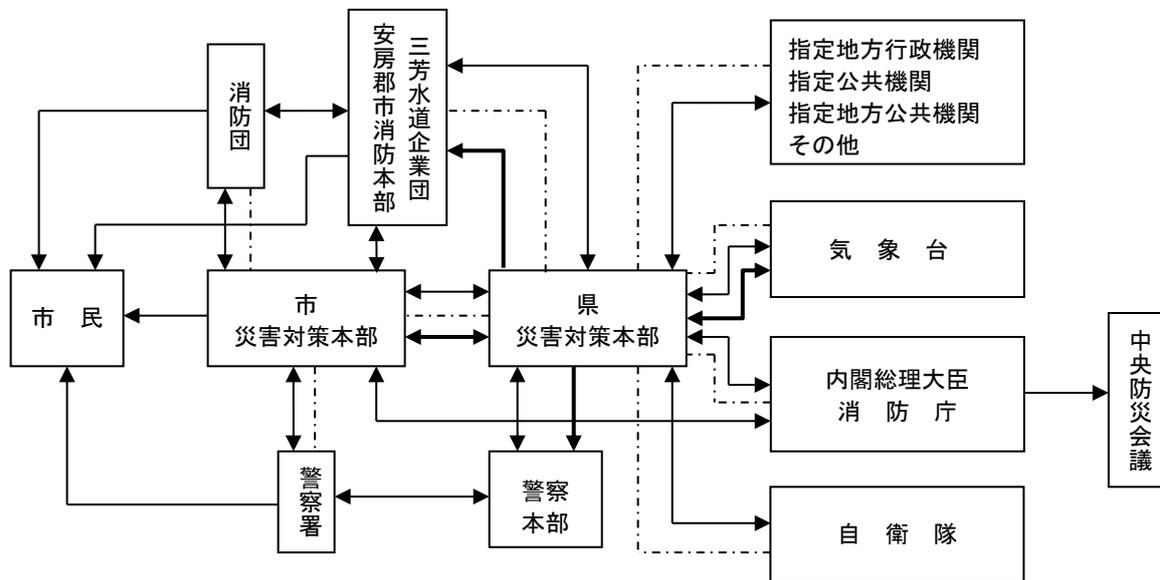
### 1 種類別通信計画

#### (1) 伝達系統及び方法

本部班は、県及び気象台等から伝達された警報等を次の方法により市民に周知徹底するものとする。

- ア 市防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン又は警鐘
- エ その他、速やかに市民に周知できる方法

通信連絡系統図



千葉県 防災情報 システム	———	有線 又は口頭	———	無 線	-----
---------------------	-----	------------	-----	-----	-------

## (2) 通信連絡手段

- ア 市は、千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- イ 県は、災害即応時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。
- ウ 市は、千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- エ 市は、保有する防災行政無線等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
- オ 市は、緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう、東日本電信電話(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。

## (3) 災害時における市防災行政無線の取扱い及び利用の調整

- ア 通信回線の監視  
災害対策本部室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。
- イ 通信の統制  
通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、市防災行政無線局運営規程に定めるところにより、通信の統制を行うものとする。
- ウ 災害用通信の優先  
統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取り扱うものとする。
- エ 災害現地等との通信  
災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。

## (4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急電報」

- ア 災害時優先電話  
災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し、届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。
- イ 非常・緊急電報
  - (ア) 利用方法  
非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。
  - (イ) 接続順位  
非常電報又は緊急電報は、災害時における非常・緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される。

(ウ) 通話内容

非常・緊急電報の内容は、主に次によるものとする。

- a 異常現象発見情報の報告
- b 災害情報の連絡
- c 災害対策要員の確保に係る連絡
- d その他緊急を要する連絡

(5) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

(1)及び(2)に掲げる通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認められた場合は、次に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。(災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条)

- ア 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部通信施設
- イ 館山警察署通信施設
- ウ 安房地域振興事務所通信施設
- エ 東京電力グループ通信施設
- オ その他の通信施設

(6) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、別に定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、原則として県を經由して日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請するものとする。

なお、県では災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合に、「災害時における放送要請に関する協定」により、日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムに放送の要請を行うこととしている。

[資料6-7]緊急警報放送の要請(様式) (資料編 53頁)

(7) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(8) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(9) 非常通信の利用方法

## ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの
- (ク) 遭難者救護に関するもの
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

## イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

## ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取り扱う。

## エ 非常通報の配達

無線局の免許人着信を予想される者及びその他の関係者において配達に協力し、その配達上適宜の措置を講ずるものとする。

## オ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、次の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体）で書き、次の事項を記載するものとする。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること）

(ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

(エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること

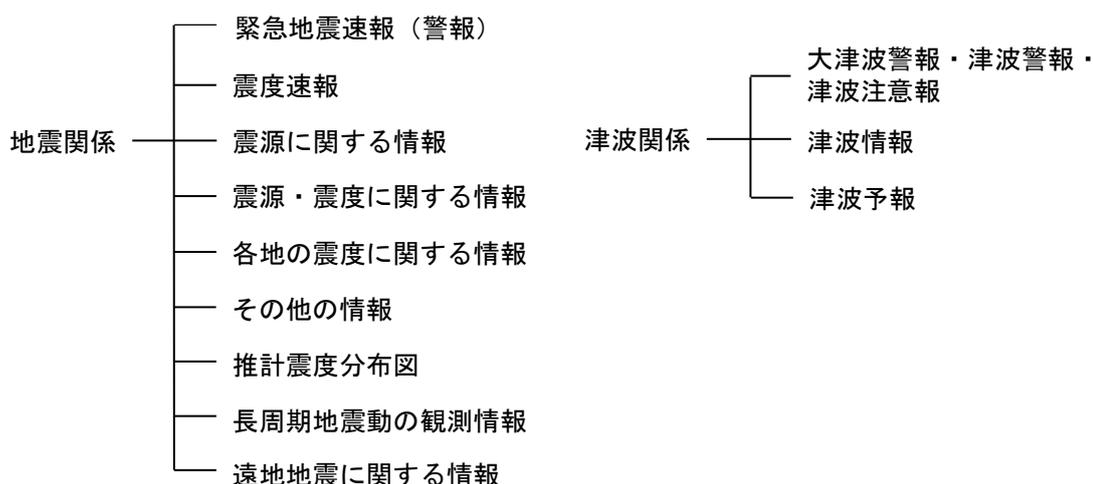
カ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼するものとする。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくものとする。

## 2 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

### (1) 警報及び情報等の種類



### (2) 情報等の発表

#### ア 地震情報

##### (ア) 緊急震度速報（警報）

最大震度 5 弱又は長周期地震動階級 3 以上を予想した時に、震度 4 又は長周期地震動階級 3 以上を予想した地域に対して発表する。千葉県 の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

##### (イ) 震度速報

地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。

千葉県 の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

##### (ウ) 震源に関する情報

震度 3 以上で発表する（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。

(エ) 震源・震度に関する情報

次のいずれかを満たした場合に発表する。

- a 震度3以上
- b 津波警報又は注意報発表時
- c 若干の海面変動が予想される場合
- d 緊急地震速報（警報）を発表した場合

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(オ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(カ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(キ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

(ケ) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、次のいずれかを満たした場合等に発表する。

- a マグニチュード7.0以上
- b 都市部など著しい被害が発生する可能性ある地域で規模の大きな地震を観測した場合

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。

(コ) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74か所）、気象庁

(20か所)、防災科学技術研究所(11か所)、千葉市(4か所)、松戸市(1か所)により設置された震度計のデータを用いている。(令和3年4月1日現在)

イ 津波関係

(ア) 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報(大津波、津波)又は津波注意報を発表する。本市は、津波予報区の千葉県内房に属しており、気象庁本庁が担当する。

津波警報、注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを越える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報は特別警報に位置付けられている。

(イ) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

種 類	内 容
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

### (ウ) 津波予報

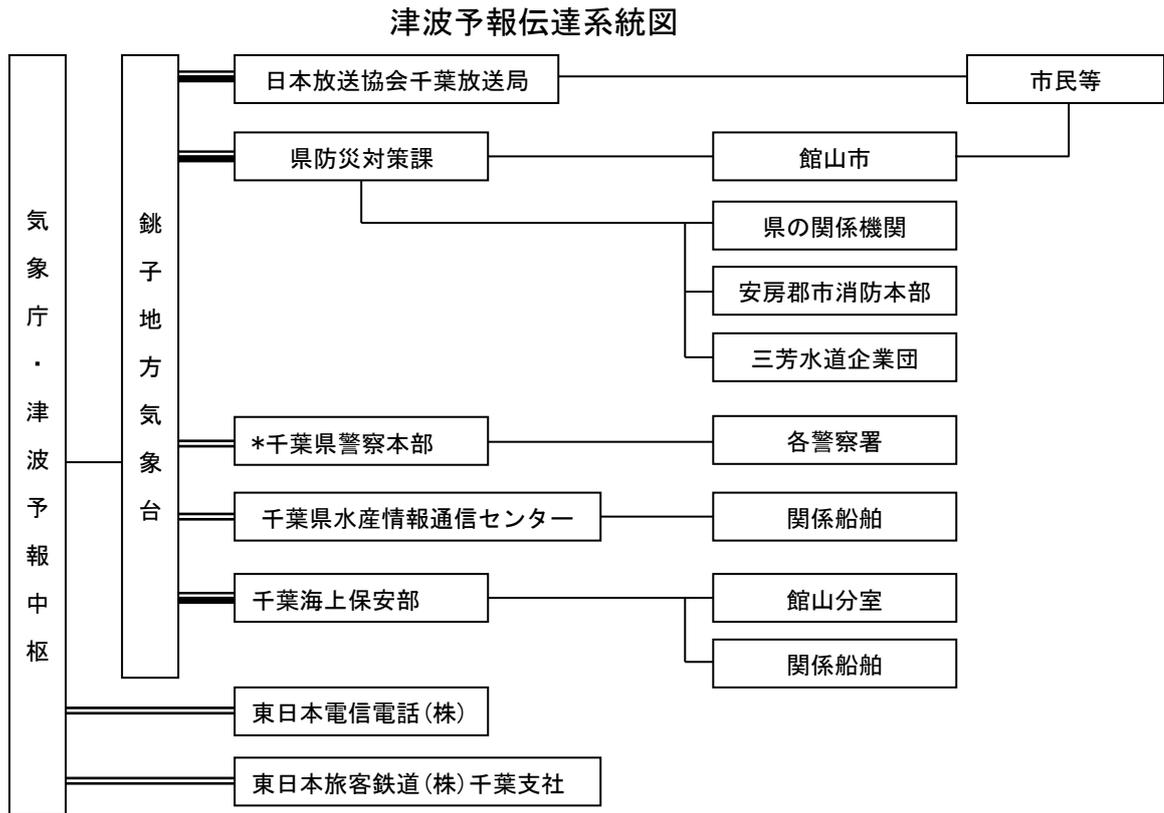
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

### (3) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむを得ないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(4) 受伝達系統等



※地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。

—— 法令(気象業務法等)による通知

==== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線で行う。
- 3 \*気象業務支援センターを経由

[資料6-1 4]地震・津波に関する情報を受けた場合の関係機関における措置  
(資料編 47頁)

### 3 市及び消防本部における措置

#### (1) 市

市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について気象庁、県又は東日本電信電話(株)から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、市民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。

#### (2) 消防本部

消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに各署・所に通報、市民に周知する。

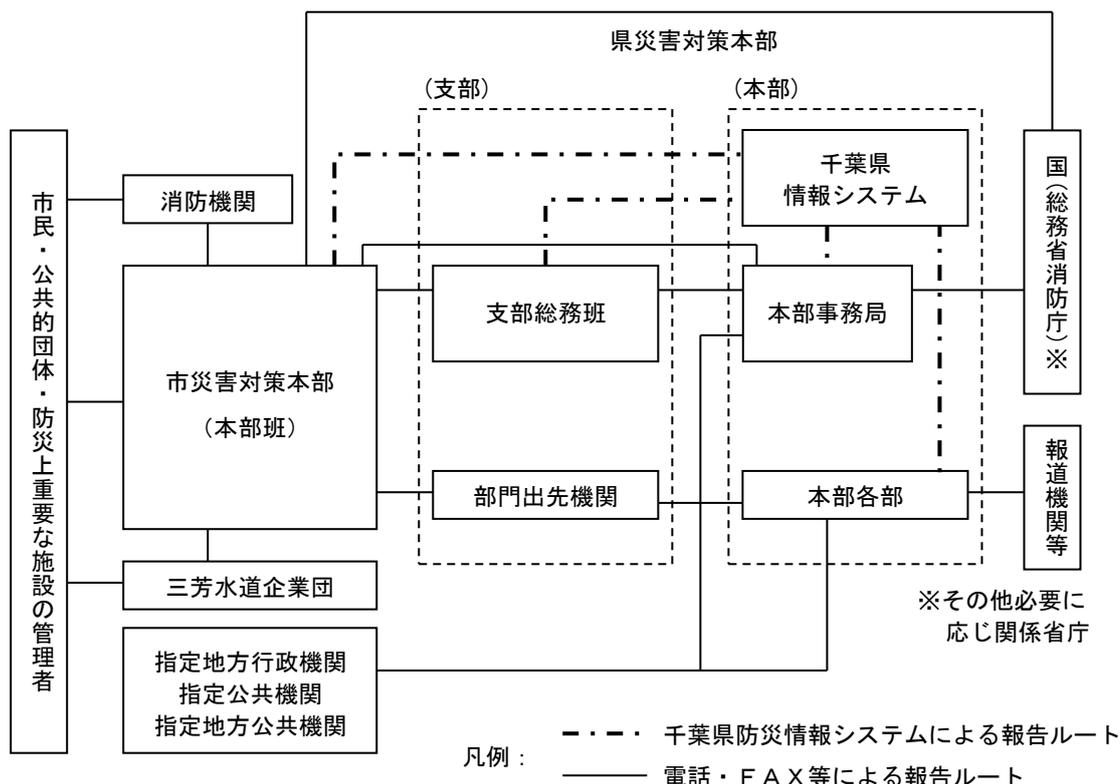
### 4 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市は、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、県や防災関係機関と緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

#### (1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次によるものとする。



#### <用語の定義>

本部事務局： 災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）

本部各部： 災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班： 災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、安房地域振興事務所）

## (2) 災害情報の収集方法と報告の要領

ア 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合、災害情報の収集に努めるとともに、消防職員、消防団員、自主防災会、町内会役員等についても情報及び被害調査活動について協力を依頼し、情報の早期把握に努めるものとする。

イ 各地区の指定避難所に災害対策本部と交信のできる移動無線機を配備、地区本部員による災害時における情報収集、伝達に努める。

ウ 本部班は、災害対策本部における総括的な情報収集に当たり、収集した情報を災害応急措置の資料とするとともに、被害者を集計し、県その他の機関に報告するものとする。

県への報告は、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

なお、「震度5強」以上を記録した地震にあつては、「火災・災害等即報要領（平成20年9月9日改正）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関に通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

エ 各班は、事務分掌に関連する被害情報を迅速に調査し、災害対策本部に報告する。

【資料6-8】千葉県への報告一覧（資料編 54頁）

## (3) 報告すべき事項等

市が県等に報告すべき事項は、下記のとおりとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況（被害の程度は資料 14-3 「被害の認定基準」に基づき判定する。）

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

（ア）災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

（イ）主な応急措置の実施状況

（ウ）その他必要な事項

カ 災害による市民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要な事項

[資料14-3]被害の認定基準（資料編 248頁）

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施するうえで重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

イ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

ウ 情報報集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

オ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

カ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

(5) 消防機関が行う情報の収集等に関する事項

ア 消防長は、館山市長及び関係機関と緊密に連絡し、災害応急対策活動上必要な災害に関する情報を収集し、的確な情報交換を行うものとする。

イ 消防長は、災害情報の収集及び連絡の迅速な処理を図るため、安房郡市消防本部警防課を関係機関との連絡調整に充てておくものとする。

ウ 館山市消防団に消防団員災害情報調査連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

連絡員は、消防団長、副団長、分団長、副分団長及び部長の職にあるものがこの任に当たる。連絡員は、「館山市消防団役員名簿」のとおりとする。

エ 連絡員は、「消防団員災害情報調査連絡員業務取扱要領」に基づき、災害情報の収集、市民に対する警報等の伝達及び警告を行うものとする。

### 【消防団員災害情報調査連絡員業務取扱要領】

災害時における情報の伝達と被害状況の早期把握を図るため、館山市地域防災計画に定める消防団員災害情報調査連絡員の業務取扱要領を次のとおり定める。

- 1 市長は、あらかじめ消防団長と協議し、消防団員災害情報調査連絡員(以下「連絡員」という。)の災害時における通報取扱要領を定める。
- 2 本要領により行う連絡員の業務は、消防組織法に規定する消防事務とみなす。
- 3 市長は、連絡員に対し災害時における情報の伝達及び被害状況の調査報告について協力を依頼する。
- 4 連絡員は、災害対策基本法第 56 条の規定により市長が発する災害に関する予報及び警報又は通知に係る事項及び警告について、分団の区域内若しくは周辺の市民に対し、速やかに伝達するよう努めるものとする。
- 5 連絡員は、分団の区域に災害が発生したときは、その状況(場所、種別、規模、その他必要事項)を直ちに消防団本部に報告するものとする。
- 6 消防団本部は、連絡員より報告を受けたときは、遅滞なくその旨を市長に通報するものとする。

#### (6) 警察が行う情報の収集等に関する事項

ア 警察署長は、市長その他関係機関と緊密に連絡し、震災警備活動上必要な災害情報を収集する。

イ 警察の情報収集は、概ね次の事項について行う。

- (ア) 震災発生の日時及び場所
- (イ) 被害概要(火災、人命、建物、道路、交通機関)
- (ウ) 避難者の状況
- (エ) 交通規制及び緊急交通路の要否
- (オ) ライフラインの状況
- (カ) 治安状況及び警察関係被害
- (キ) その他地震災害警備活動上必要な事項

ウ 警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。

エ 警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、所属の警備課長(夜間休日の場合は当直主任)を関係機関との連絡調整に充てておくものとする。

#### (7) 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあたっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

#### (8) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとする。

[資料6-9]被害情報等の報告先(資料編 54頁)

(9) 被害報告の取扱責任者

被害報告の取扱責任者及び報告等の系統については、災害対策本部の班及び消防機関の編成と所掌事務の定めるところによる。

(10) 被災者台帳の積極的な作成及び安否情報の提供

ア 被災者台帳の作成・利用

(ア) 被災者台帳の作成

- a 市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第90条の3に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。
- b 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住家被害、その他の被害状況、援護の実施状況、要配慮者であるときは、要配慮者に該当する理由、その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）。
- c 市長は、避難者名簿、搜索者名簿、遺体処理台帳及び埋火葬台帳、罹災台帳、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。
- d 市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(イ) 被災者台帳の利用

市長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の4）。

- a 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- b 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- c 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

イ 安否情報の提供

市長は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答する。

市は、避難者名簿、被災者台帳、搜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

## 5 災害時の広報

(1) 実施機関

災害対策本部設置の場合は、本部班が広報資料を編成作成し、広報活動を行う。また、災害対策本部が設置されないときは、危機管理課において行う。

(2) 広報及び情報発表の方法

災害広報活動の最も重要な対象は被災者であり、特に交通、通信の途絶した

場合においては流言飛語により人心に不安を与えないため、広報責任者は広報報道内容について災害対策本部長又は副本部長の承認を得て、次の方法により迅速に行うものとする。

- ア 館山市防災行政無線、広報車等を活用した広報活動
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報活動
- ウ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対する、情報提供及び広報依頼
- エ インターネットのホームページ等

[資料6-4]放送要請協定機関及び窓口（資料編 51頁）

[資料6-5]報道要請協定機関（資料編 51頁）

[資料6-6]災害時の放送要請（様式）（資料編 52頁）

### (3) 報道事項及び広報の内容

報道事項及び広報の内容は概ね次に掲げるものとする。

- ア 避難方法等に関する情報
- イ 被害に関する情報
  - (ア) 人及び家屋関係
  - (イ) 公益事業関係
  - (ウ) 交通施設関係
  - (エ) 土木港湾施設関係
  - (オ) 農林水産関係
  - (カ) 商工業関係
  - (キ) 教育関係
  - (ク) その他
- ウ 災害応急対策及びその活動状況
- エ 災害復旧対策及び救援情報
- オ 交通規制及び交通情報
- カ その他市民及び被災者に対する必要な事項

## 第3節 地震・火災避難計画

この計画は、地震・火災から市民を安全に避難させ、人身被害の軽減を図るため又は現に被害を受け避難しなければならないものを一次的に指定避難所に収容し、保護するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班、救援班、収容班

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、市民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

### 1 計画内容

災害に際し、危険地域の市民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

市においては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「館山市避難所運営マニュアル」、県の「災害時における避難所運営の手引き」等に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

### 2 実施機関

#### (1) 避難の指示等

避難の指示等をすべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり発令する。

ア 市長等（災害対策基本法第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者（市長、水防法第29条）

エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。《自衛隊法第94条》）

#### (2) 指定避難所の設置

ア 指定避難所の設置は、市長が行うものとし、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するように努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、

知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

エ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 避難指示等

(1) 地震の発生に伴う災害による市民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、前記2の(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難指示等を行うものとする。

#### ア 市長の措置

(ア) 市長は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

(イ) 市長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する市民に対して特に配慮するものとし、「避難情報の発令に関する判断・伝達マニュアル」(令和4年2月 館山市)に基づき、气象台等からの注意報・警報及び気象情報、県からの河川情報などの情報から、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を判断するものとする。

#### イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、市民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立退きを指示するものとする。

警察官及び海上保安官は、市民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に立退きを指示する。

#### ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をする。

#### エ 県の措置

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示する。

(2) 避難指示等の内容

市長等が避難指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ その他必要な事項

### (3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

#### ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線を活用するほか報道機関や消防団、自主防災組織の協力を得て、市民に対しその内容の周知徹底を図る。

#### イ 関係機関の相互連絡

県、警察本部、市、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

[資料7-2 5]避難指示等の通報連絡(様式) (資料編 64頁)

## 4 避難誘導等

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難誘導は、市地域防災計画に定めるところによるが、市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう指定緊急避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (2) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、市民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (4) 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

(5) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

## 5 指定避難所の開設・運営

指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、市は、指定避難所を開設し受入れ保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理(特に感染症対策)に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、家庭動物等対策、及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難所に避難した避難者が、館山市での住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努めるものとする。

### (1) 開設の方法

ア 指定避難所の所在、名称、収容可能人員は、資料編に示す。

[資料7-1] 避難所等一覧(資料編 55頁)

イ 指定避難所が使用不能のとき、又は指定避難所のみでは収容能力が不足するときは、青年館、保育園、公民館及び幼稚園等の施設を利用するほか、野外テント、プレハブ等を仮設し、収容するものとする。また、特に必要と認められた場合は、夏季寮施設を利用する。

ウ 要配慮者に配慮し、被災地外にあるものも含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、必要に応じて、館山市旅館組合に対し「災害時における応急協力に関する覚書」に基づき協力を要請する。

エ 指定避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努めるものとする。特に東日本大震災では、指定避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性(洪水・津波・土砂災害)には、特に注意が必要である。

オ 学校等の指定避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

### (2) 指定避難所の運営

ア 市は、各地区の指定避難所(小学校を原則とする。)に所定の職員を派遣し、施設管理者協議の上、避難所を開設するとともに、自主防災組織やボランティア組織と協力して指定避難所の効率的な管理運営に努めるものとする。他の避難所には、必要に応じて市職員を配置する。

なお、開設及び運営については、「館山市職員災害対応初動マニュアル」

及び「館山市避難所運営マニュアル」のほか、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とする。

イ 市は、指定避難所を開設した場合には、各指定避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応するものとする。

ウ 市は、指定避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、指定避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮などが必要である。

エ 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

オ 市は、家庭動物等との同行避難に備えて、「館山市避難所運営マニュアル」を参考に、家庭動物等の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールを作成及び家庭動物等との同行避難訓練の実施に努める。

カ 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー等である。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

[資料7-3 1]避難所の開設要領（資料編 65頁）

[資料7-3 2]避難所の運営要領（資料編 65頁）

キ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるように努める。

ク 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

ケ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

コ 市は避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

サ 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物等のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

#### (4) 安否情報の提供

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

#### (5) 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

##### ア 経費内容

(ア) 賃金職員等雇上費

(イ) 消耗器材費

(ウ) 建物の使用謝金

(エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費

(オ) 光熱水費

(カ) 仮設便所等の設置費

(キ) 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な市域における通常の実費

##### イ 限度額

(ア) 1人1日当たり340円以内とする。

福祉避難所を設置した場合は、上記の金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

(イ) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)

##### ウ 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。引き続き救助を要する者に対しては、指定避難所に集合収容のうえ、応急仮設住宅の建設が済み次第移動させる。

## 6 在宅避難者への対応

市は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在について、町内会、自主防災組織等と協力して、所在地の確認に努める。

また、これらの避難者のニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、関係各班と連携して、必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供、情報の提供等、指定避難所滞在者に準ずるサービスの提供や支援に努める。特に車中泊の被

災者に対しては、深部静脈血栓/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス候群）の予防ため、健康相談や保健指導を実施する。

## **7 避難の終了**

市長は、避難の必要が無くなった場合はその旨を県に報告、関係機関及び報道機関に通知し、一般に周知する。

## 第4節 津波避難計画

この計画では、市民、漁業関係者、海水浴客、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、津波に関する情報伝達や避難誘導等について定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班、救援班、収容班

津波からの避難については、市民自らが津波の規模や津波注意報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。市民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等については、第一義的に市民等に最も身近な市が実施し、市民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、指定避難所の開設等については、前節によるものとする。

### 1 津波警報等の伝達

(1) 市は、県防災行政無線一斉通報装置及び全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により津波情報等を受けた際、気象庁の津波注意報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、市民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。

また、市民等への津波注意報等の発表・伝達にあたっては、次に留意して行うものとする。

ア 市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど市民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。

イ 市民等が即座に避難行動に取り掛かるため、市はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、防災行政無線、広報車、サイレン、館山市安全・安心メール、たてやま安心電話等）や町内会等の組織を活用し、市民等への津波注意報等を迅速かつ的確に伝達するものとする。

ウ 気象庁等が発表する津波注意報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波注意報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、市民等に対し継続的に情報伝達を行うものとする。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、エリアメール、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示等の伝達に努めるものとする。

(2) 市は、河川・海岸地域においては、防災関係機関、海水浴場の管理者等と相互に協調を図り、強い揺れ（震度5弱程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所

で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

- (3) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取等によって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- (4) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

## 2 市民等の避難行動

市民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波注意報等の発表や避難指示等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする

なお、津波注意報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

## 3 市民等の避難誘導

- (1) 市は、「館山市津波避難計画」（平成30年2月策定）等に基づき、市民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、市民等の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。
- (2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。
- (3) 市民等の避難誘導に当たる消防団員、警察官、市職員等は、あらかじめ定めである行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。  
また、町内会、自主防災組織等による避難誘導や海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。
- (4) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所（健康福祉センター）と防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

## 第5節 要配慮者等の安全確保対策

この計画では、地震災害時における要配慮者の安全確保と安心した避難生活を送る上で必要な対策等について定めるものである。

関係部課	[本庁]：危機管理課、社会福祉課、健康課、高齢者福祉課、こども課、市民課
------	--------------------------------------

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、市民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

### 1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

#### (1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な場所を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な地域には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 浸水地にあつては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。

エ 誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。

オ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

カ 避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、自主防災組織等による避難確認を行うこと。

#### (2) 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市が定めるものとする。

#### (3) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加

療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

## 2 指定避難所の開設、要配慮者への対応

(1) 指定避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、指定避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

指定避難所における支援として、具体的には、次の3点が考えられる。

- ア 指定避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- イ 指定避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ウ 指定避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

市は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した指定避難所運営に努める。

## 3 福祉避難所の設置

一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所として協定を結んでいる施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所として協定を結んでいる施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うことができる。

(2) 本市のみでは対応不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各指定避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

## 4 指定避難所から福祉避難所への移送

(1) 市は、指定避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の指定避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

(2) 市は、福祉避難所として協定を結んでいる施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手

段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

- (3) 市は、社会福祉協議会と協力して、市民に対し、要配慮者の指定避難所までの移動支援や指定避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

## 5 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、県と協力し、被災地及び指定避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施  
(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 第6節 消防・救助救急・医療救護活動

この計画は、地震・津波災害により多数の被害や傷病者が発生した場合に、消防・救助救急活動及び医療救護活動が迅速かつ的確に実施されるよう、その活動体制について定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班、救援班、復旧班 [事務組合等]：消防本部

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、危険物施設管理者等は、これらの災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

### 1 消防活動

#### (1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

#### (2) 活動方針

震災時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

#### 地震火災の特徴

- ア 火災が、不意に、同時に多数発生する。
- イ 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火が困難である。
- ウ 危険物の爆発、漏洩等により延焼が拡大する。
- エ 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶により、消火活動が阻害される。

#### (3) 活動の基本

##### ア 消防本部

##### (ア) 指定緊急避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

##### (イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素

が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

(ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

(エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

(オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図るものとする。

(イ) 情報収集活動

携帯無線機等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市災害対策本部、消防本部、警察署等に正確に伝達する。

(ウ) 消火活動

常備消防の出動不能、若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(エ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(オ) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させるものとする。

(カ) 通電火災等への警戒

市民、自主防災組織等と協力して、電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃等を防止するための広報を行い、被災地の警戒・巡視を行う。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、市長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

## 2 救助・救急

### (1) 活動体制

消防本部は、消防活動方針によるほか、県、(公社)安房医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

### (2) 救助・救急活動

#### ア 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

#### イ 出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

(ア) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

(イ) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

(ウ) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

### (3) 救急搬送

ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。

イ 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

### (4) 傷病者多数発生時の活動

ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

### (5) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

## 3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、「第3編風水害等編第3章第3節 水防計画」に基づき実施する。

#### 4 危険物等の対策

##### (1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

##### (2) 危険物等輸送車両の応急対策

消防本部は、危険物等輸送車両に対する規制等について、次の措置をとるものとする。

- ア 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 必要に応じ、市民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

##### (3) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

消防本部は、高圧ガス等の保管施設に対し、災害発生後の周辺状況に応じて必要な場合は、同施設の状況確認を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

#### 5 医療救護活動

##### (1) 関係者とその役割

###### ア 市民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

###### イ 市

- (ア) 情報収集・提供

市は、消防機関、(公社)安房医師会、(一社)安房歯科医師会、県等との連携のもと、次について情報収集を行い、医療救護活動への円滑な推進を図るとともに、関係機関への情報提供を行う。

- a 傷病者の発生状況
- b 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- c 指定避難所、救護所の設置状況
- d 医薬品等医療資器材の需給状況
- e 医療施設、救護所等への交通状況
- f その他医療救護活動に資する事項

(イ) 医療救護の実施

- a 市は発災時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、(公社)安房医師会、(一社)安房歯科医師会等の関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- b 市は被災地域の状況により、指定避難所に救護所を設置する。
- c 医療救護の業務内容は次のとおりとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

**医療救護の業務内容**

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(a) 傷病者に対する応急処置</li><li>(b) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定</li><li>(c) 軽症患者等に対する医療</li><li>(d) 指定避難所等での医療</li><li>(e) 助産救護</li></ul> |
|--|

- d 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- e 本市限りで処理不可能な場合は、近接市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 県

- (ア) 市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- (イ) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- (ウ) 地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。
- (エ) DPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPAT活動拠点本部を設置してDPATを配置し、

指揮及び調整を行わせる。また必要に応じてDPATや他の医療救護班と調整を図る。

- (オ) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）調整本部を置く。  
DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- (カ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。
- (キ) 発災時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (ク) 保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- (ケ) 災害医療本部に県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーターを、合同救護本部に地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターをそれぞれ配置する。

## エ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時には、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。
- (エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、DMATの受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。  
また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。
- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに、被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

## (2) 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- ア 市は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- ウ 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供

を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長又は知事に要請する。

エ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

オ 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

### (3) 応援要請

ア 市長は、必要に応じて、(公社)安房医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

イ 知事は、必要に応じて、DMA Tの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。

ウ 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。

エ 知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

### (4) 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として次のとおりとする。

ア 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

イ 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

ウ 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

エ 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

### (5) 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

[資料 8-1] 医療救護活動の体系図（資料編 71 頁）

[資料 8-2] 医療救護班の編成（資料編 71 頁）

[資料 8-3] 医療機関一覧（資料編 73 頁）

## 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

この計画は、地震による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたすおそれがあるときに行う交通規制及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項を定めるものである。

関係部課 [本庁]：総務班、復旧班、調達班

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

### 1 被災施設の応急対策方法

#### (1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査するため、班を編成しておくものとする。

#### (2) 調査及び報告

担当班は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告するものとする。

ア 市内の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無、その他被災の状況等を市長に報告するものとする。

イ 市長は、アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

### 2 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

## 交通規制の実施責任者

実施責任者	規制理由等	根拠法令
公安委員会	(1) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
	(2) 災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条の4
	(3) 緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。	災害対策基本法第76条の4
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	(1) 道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためにするため緊急の必要があると認めるとき。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
	(2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。 この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	(1) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、上段(2)の職務の執行について行うことができる。 (2) 自衛官等は、前項(1)の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。	災害対策基本法第76条の3 第3項、第4項
道路管理者 (国道・県道・市道)	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限することができる。	道路法第46条

### 3 緊急輸送

県では、災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

本市における緊急輸送網は、次のとおりである。

#### (1) 緊急輸送道路

機能別に1次及び2次路線に分類し、1次路線は、隣接都県との連携強化、

広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等であり、2次路線は、1次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等である。

市内における千葉県緊急輸送道路は、次のとおりである。

### 緊急輸送道路

1次路線	一般国道127号、一般国道128号、一般国道410号、 一般県道館山港線、臨港2号道路、臨港3号道路
2次路線	一般国道410号、主要地方道富津館山線、市道1031号線 市道1272号線、一般県道和田丸山線、市道2096号線

[資料9-2]千葉県緊急輸送道路（資料編 86頁）

#### (2) 港湾

館山港（宮城地区）

#### (3) 飛行場

##### ア 自衛隊基地

館山航空基地（海上自衛隊）

##### イ 臨時離発着場

館山運動公園

第一中学校

北条小学校

市営市民運動場

## 4 緊急通行車両の確認等

### (1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、「緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱」による。

### (2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」とい

う。)が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害  
応急対策を実施するために使用するものについて、公安委員会が緊急通行  
車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、公  
安委員会から届出済証が交付される。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問  
所に当該届出済証を提出して、前記(1)のアの確認を受けることができる。  
この場合においては、確認審査を省略して前記(1)のイの標章及び確認証  
明書が交付される。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、「緊急通行車両等の確認及び交通規制  
対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱」による。

## 5 被災地内における一般交通の確保

道路管理者及び公安委員会は、前記、被災地内の交通規制及び緊急輸送車両以  
外の交通規制を行ったときは、その状況を次の方法により、一般交通の確保を図  
るものとする。

- (1) 規制道路への道路標識の設置
- (2) 関係機関への連絡
- (3) 市民に対する広報
- (4) う回路等の指示

## 6 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
  - ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
  - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
  - ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左  
端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジ  
ンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない  
こと
- (2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること
  - ア 車両を道路外の場所に置くこと
  - イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
  - ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐  
車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車するこ  
と

## 7 道路啓開

道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者(以下「道路管理者等」という。)は、  
被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、  
特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に関係

機関と密接な連携を図りながら、路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し必要な措置を講じるとともに、あらかじめ市民等に対し、災害時には車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。(沿道での車両保管場所の確保)

## 第 8 節 救援物資供給活動

この計画は、被災者等に対し、最小限必要な飲料水や食料の供給、生活必需物資等の給与又は貸与するために定めるものである。

関係部課	[本庁]：総務班、救援班、調達班、収容班 [事務組合等]：三芳水道企業団
------	---

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

また、市は、大規模災害時において、県や国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

### 1 応急給水

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対して、拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

#### (1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、市長及び三芳水道企業団が行う。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。
- エ 災害時において本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- オ 県、企業団の水道事業体は、市が行う応急給水に対し積極的に協力する。
- カ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」により実施する。

#### (2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

#### (3) 災害救助法による飲料水の供給

災害救助法を適用した場合の飲料水の供給は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

##### ア 飲料水供給の方法

応急給水は、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を原則とし実施するものとする。

##### イ 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

##### ウ 広報

被災時における応急給水方法、給水場所、飲料水調達方法及び水質について適切な広報活動を実施する。

エ 供給のために支出できる費用

飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費であり、地域における通常の実費とする。

(4) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるため、三芳水道企業団は、館山市水道管工事協同組合の協力を得て、速やかに応急復旧を行うものとする。

なお、この限りで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行うものとする。

ア 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立するとともに、漏水調査等により、被害状況の把握に努める。

イ 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

(ア) 復旧の優先順位

- a 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- b 主要な配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

(イ) 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、指定工事店、製造業者及び他の水道事業者から調達する。

(ウ) 人員の確保

「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者の応援を得て、応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

(エ) 応急復旧

復旧期間の目標を設定し、次の方針に基づく復旧計画を立て実施する。

- a 復旧体制を整備し、市民への広報、保安対策に万全を期する。
- b 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。
- c 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。
- d 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。
- e 復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。

[資料8-6]補給水利の現況（館山市及び南房総市）（資料編 83頁）

[資料8-7]応急給水用資機材の保有状況（資料編 83頁）

## 2 食料の供給体制

### (1) 実施機関

- ア 食料の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法の適用がされた場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫し、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。
- ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。
- エ 本市のみでは処理不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

### (2) 災害救助法による炊出しその他による食品の給与

災害救助法が適用された場合の炊出し、その他による食品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

#### ア 炊出しその他による食品の給与を受ける者

(ア) 避難所に避難している者

(イ) 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者

#### イ 炊出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊出しその他による食品の給与は、次項の調達計画による米穀又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を給する。

(イ) 米穀による炊出し給与は、市長が、赤十字奉仕団の協力を得て、避難計画に基づき指定避難所に設置された炊出し設備等により炊飯して行う。

(ウ) 炊出し給与のための調味料、副食品等は市内関係業者等から調達し、これに充てるものとする。ただし、当市において調達が不可能、若しくは必要数量に満たないときは、県に要請するものとする。

#### ウ 炊出しその他による食品給与の経費内容及び限度額

##### (ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費等とする。

##### (イ) 限度額

1人1日当たり1,230円以内とする。

#### エ 炊出しその他による食品給与の期間

炊出し、その他による食品給与の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

### (3) 食料の確保

#### ア 備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

#### イ 協定企業等からの調達

災害時の食料等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部

局と連携して必要な物資を調達する。

#### ウ 食品の調達

調達班は、家庭内備蓄や市の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から食品を調達する。

調達食品は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。

#### エ 政府所有米の調達

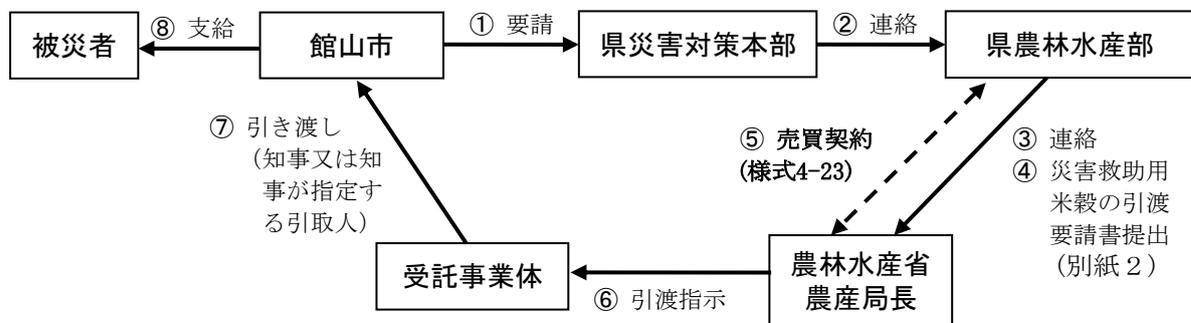
市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

また、市は、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づいて農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

### 政府所有米穀の受渡し系統図

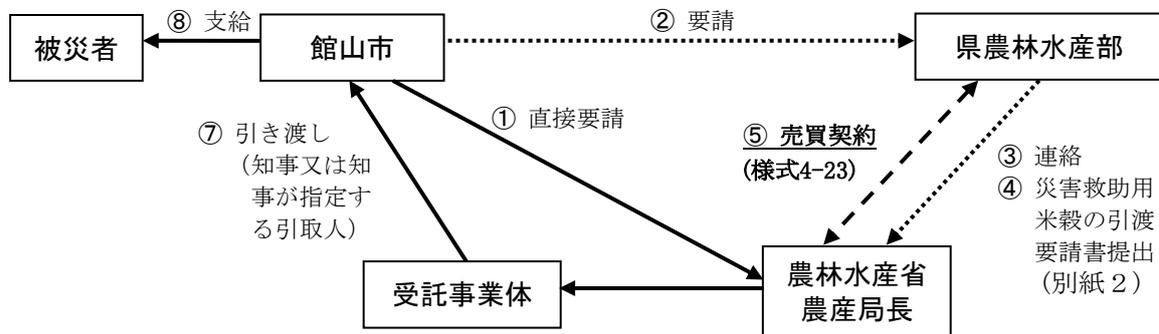
#### ○ 県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。



○ 直接農林水産省に要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約することとなる。



[資料 8-5] 米穀調達の要請等 (資料編 77 頁)

(4) 食品の輸送、供給

食品の配給は指定避難所で行うこととし、調達班は、調達業者に各指定避難所への個別配送を要請する。

また、各指定避難所への配給品目、数量等は収容班（避難所担当）と連携して決定する。

各指定避難所へ個別配送できない場合は、物資の集積拠点に受け入れた後、指定避難所へ個別輸送するため民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備するものとする。

(5) 炊出し

弁当、パン等の調達ができない場合、赤十字奉仕団、自衛隊（災害派遣時に限る）等に炊出しを要請する。炊出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するよう指導する。

(6) 給食施設

炊出しのための給食施設は、次に掲げる給食施設を有する公・私立の施設に対し協力を要請し、炊出し体制を整えるものとする。また、必要に応じて指定避難所に応急炊出し設備を設置するものとする。

ア 学校給食センター

イ 青年館、保育園、公民館、コミュニティセンター

ウ 公・私立高等学校等

エ 夏季寮施設

(7) 市は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

### 3 生活必需物資等の供給体制

(1) 実施機関

ア 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、市長はこれを補助す

る。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市町村長に救助を行わせることができる。

エ 本市のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

オ 市は、生活関連物資等応急的に必要な物資の迅速な供給を行うため、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携強化に努める。

## (2) 災害救助法による救助

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 給与又は貸与品目

被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事道具、食器、光熱材料とする。

イ 給与又は貸与限度額

(ア) 夏季（4月から9月まで）

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加算
全焼、全壊又は 流失した世帯	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
半焼、半壊又は 床上浸水した 世帯	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円

(イ) 冬季（10月から翌年3月まで）

世帯別 被害の状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加算
全焼、全壊又は 流失した世帯	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半焼、半壊又は 床上浸水した 世帯	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

ウ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

エ 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

## (3) 物資の調達及び配分方法

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

イ 協定企業等からの調達

災害時の生活必需物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

ウ 生活必需物資等の調達

(ア) 衣料品等の生活必需物資等の調達は調達班、緊急の場合は出先の班において直接調達、配給し、事後速やかに災害対策本部に報告するものとする。

(イ) 調達班は、迅速かつ的確な処理を行うため本章「第2節 情報収集・伝達体制 4 被害情報等収集・報告」により備付帳票を作成、指定避難所ごとに配給するものとする。

(ウ) 衣料品の生活必需物資等の調達は、市内の関係業者から一括購入するものとする。市内において調達困難な場合は、県へ依頼し調達するものとする。

(4) 義援物資の受付

ア 受付

市に届けられる義援物資の受付は、総務班及び救援班において行う。

総務班及び救援班は、義援物資の受付に際し、受付記録を作成するとともに、寄付者又はその搬送者に受領書を発行するものとする。また、保管・管理に当たり、受け払い簿を作成する。

また、義援物資の保管は災害対策本部又は学校等を当てる。

イ 配分

配分については、本部長の指示により被害状況確定後、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案・配分し、有効に活用する。

(5) 燃料の調達

災害時の応急活動や車両運行に伴う燃料の調達を必要とする場合、市内の給油所を利用するものとする。

なお、必要に応じ、千葉県石油協同組合館山鋸南支部との「災害時の石油類燃料の供給等に関する協定」、丸高石油(株)との「災害時における支援協力に関する協定」に基づき、燃料の供給について要請するものとする。

## 4 輸送手段の確保

支援物資等の輸送の方法は、災害の程度、物資の種類、数量、緊急度、交通施設の状況等を考慮し、次のうち最も適切な方法により行う。

(1) 陸上輸送

ア 車両による輸送

(ア) 災害の程度により、道路交通が不能となる場合のほかは車両による。

(イ) 市有車両等の確保

総務班は車両の管理を担当し、各班からの要請により、配車決定を行う。

(ウ) 市有以外の車両等の確保

a 総務班は、各班からの要請により借上げの措置及び配車を行う。

b (一社)千葉県トラック協会房州支部は、市から緊急物資の輸送の要請を受けた場合は、「災害時における物資の自動車輸送に関する協定」に基づき、緊急輸送に協力するものとする。

イ 車両の調達順序

車両の調達順序は、次のとおりとする。

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

なお、自衛隊車両については、状況により要請する。(本章「第10節 自衛隊災害派遣要請計画」参照)

ウ その他

緊急輸送のための車両については、緊急通行車両標章及び証明書の交付(知事又は公安委員会発行)を受け実施する。(本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」参照)

[資料9-1]市所有車一覧(特殊車両) (資料編 85頁)

(2) その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送、航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

ア 鉄道による輸送

道路の状況が輸送に不適であり、鉄道による場合が適切となった場合は、東日本旅客鉄道(株)に依頼して行う。

イ 船舶による輸送

陸上輸送が不可能となった場合は、関係機関等の協力を得て船舶による輸送を実施する。

ウ 航空機による輸送

陸上輸送若しくは船舶による輸送が不可能な場合又は人命保護のため緊急を要する場合は、本章「第10節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、自衛隊に対して航空機による輸送を要請する。

エ 複数以上の方法を用いる輸送

災害の規模、道路、海上又は気象の状況により、前記(1)、(2)ア、イ、ウを併用する。

## 第9節 広域応援の要請

この計画は、災害が発生した場合、その応急措置の実施に当たり、国、県及び他市町村等に応援を要請し、又は要請された応援を実施するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：すべての班 [事務組合等]：消防本部、三芳水道企業団

大規模災害時には、被害が拡大し、本市単独で対処することが困難な事態も想定される。

このため、市は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

### 1 国に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 2 県知事に対する応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、応援を求め、又は応援措置の実施を要請することができる。

### 3 千葉県大規模災害時応援受援計画

県は、大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMA T等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

#### （1）救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

本市に係る広域活動拠点は、次のとおりである。

#### 広域防災拠点（広域活動拠点等）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地	自衛隊
	航空自衛隊峯岡山分屯基地	自衛隊
	鴨川市総合運動施設	自衛隊、消防、警察
	道の駅ふれあいパークきみつ	自衛隊
	県立館山運動公園	自衛隊、消防、警察

## (2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

本市に係る災害拠点病院は、次のとおりである。

### 広域防災拠点（災害拠点病院等）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	

## (3) 救援物資

県が平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

本市に係る広域物資拠点は、次のとおりである。

### 広域防災拠点（広域物資拠点）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業倉庫を活用	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

## (4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

本市に係る広域災害ボランティアセンターは、次のとおりである。

### 広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター）

支援対象地域 （主な支援対象）	名称	備考（施設名）
安房地域	かずさ広域災害ボランティアセンター	かずさアカデミアパーク

## (5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

広域防災拠点の施設管理者である市は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行うも

のとする。

#### 4 市町村間の相互応援

- (1) 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。
- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行う。また、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

  - ア 応援をすべき市町村名
  - イ 応援の範囲又は区域
  - ウ 担当業務
  - エ 応援の方法
- (3) 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。
- (4) 市長は、災害が発生し、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村との相互応援協定に基づき、協定自治体に対し応援要請又は応援を行う。

#### 5 受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、館山市地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

#### 6 消防機関相互の応援

- (1) 市長は、被災により県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。
- (2) 市は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要

綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 7 水道事業体等の相互応援

三芳水道企業団企業長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に、他の事業体等に応援要請を行う。

## 8 資料の提供及び交換

防災関係機関は、各相互応援にあたって、災害対策上必要な資料又は調査の結果を相互に交換する。

## 9 経費の負担

(1) 国又は県、他市町村から職員派遣を受けた場合

国又は県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条のほか、協定に定める方法による。

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

## 10 民間団体等との協定等の締結

各班（各課）は、大規模災害時における迅速な応急復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに締結している各民間団体等に対し、協力を要請する。

[資料13-1]災害時における協定・覚書等一覧（資料編 107頁）

## 11 広域一時滞在

(1) 協議の実施

市長は、災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要があると判断した場合、県内他市町村と受入れについて直接協議する。

適当な受入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。なお、協議を行う場合は、知事に報告する。

(2) 協議内容の公示及び通知

市は、協議先市町村より受入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。

(3) 県外広域一時滞在

市長は、災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要があると判断した場合、知事に対し、他の都道府県との協議を求める。

(4) 避難者の受入れ

市長は、他の市町村から被災者受入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設を提供する。

## 第 10 節 自衛隊災害派遣要請計画

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産を保護するため必要があると認められた場合に、自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班

大規模な地震等の災害が発生し、市民の生命又は財産の保護のため必要があると認められた場合、市長は、知事へ自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

### 1 災害派遣要請

#### (1) 災害派遣の要請

市長は、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

#### (2) 要請手続き

ア 市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、県防災行政無線電話又は一般加入電話等により依頼するものとし、事後速やかに文書を送達する。

イ 市長は、事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報するものとし、事後、所定の手続きを速やかに行う。

ウ 市長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

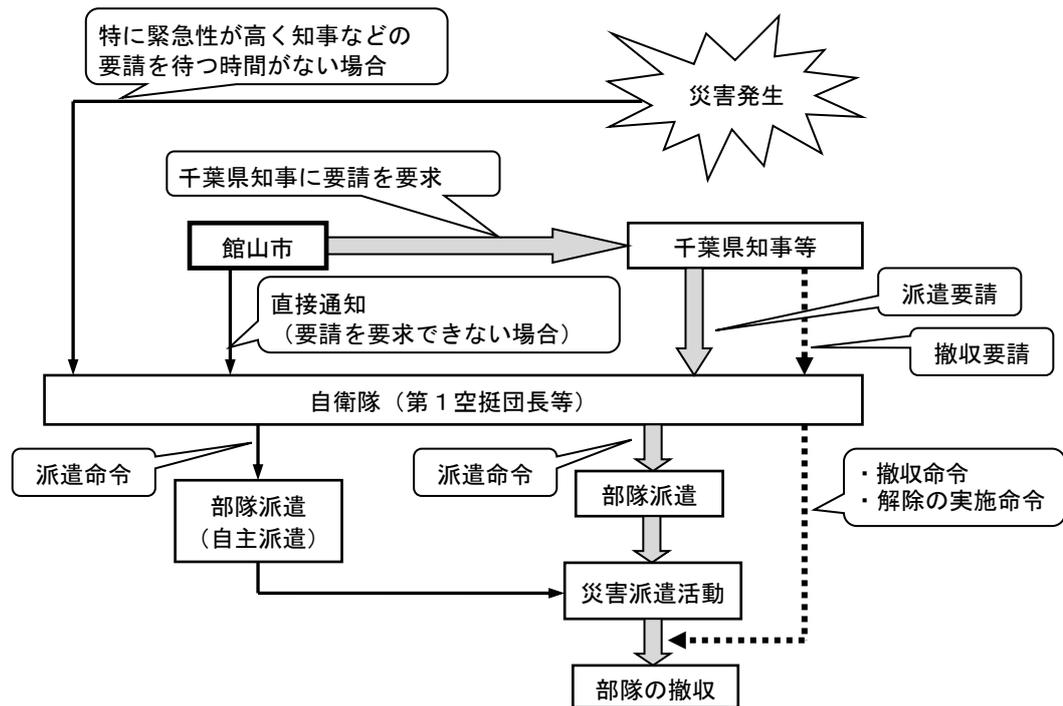
#### 知事への災害派遣要請の手続きの内容

提出（連絡）先	県防災危機管理部防災対策課
提出部数	1 部
記載事項	(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ウ) 派遣を希望する区域、活動内容 (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿营地の状況等参考となるべき事項

[資料7-4 1]自衛隊の災害派遣要請・撤収要請（様式）（資料編 67頁）

[資料7-4 2]自衛隊派遣要請文書のあて先及び緊急の場合の連絡先  
（資料編 69頁）

## 要請から派遣、撤収までの流れ



## 2 災害派遣部隊の受入体制

### (1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

### (2) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するかなど、次の事項に留意し、具体的で実効性のある計画を作成するとともに、作業実施に必要な十分な資材を準備する。

また、諸作業に関係する管理者の了解を速やかにとりうるよう配慮するものとする。

### 作業計画作成の留意事項

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### (3) 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

- ア 本部事務室
  - イ 宿营地
  - ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
  - エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
  - オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場（詳細は資料編参照）
- [資料7-4 3]ヘリコプター発着場の必要地積（資料編 70頁）
- [資料9-3]宿営施設及びヘリコプター臨時離発着場所（資料編 88頁）

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容は、概ね次のとおりである。

自衛隊の救援活動内容

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	利用可能な消防車、その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救難物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需物資等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### 3 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要が無くなった場合には、知事に対して災害派遣部隊の撤収要請の手続きを行う。ただし、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議の上で行う。

### 4 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

### 5 自衛隊の即応態勢

- (1) 情報収集  
震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機等で情報収集する。
- (2) 初動対処態勢
  - ア 陸上自衛隊  
各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。
  - イ 緊急時の人命救助  
救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。
    - (ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
    - (イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

## 第 11 節 学校等の安全対策・文化財の保護

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、児童生徒等の安全及び教育を確保するために定めるものである。

また、文化財の保護及び被害拡大防止のための措置についてもあわせて定める。

関係部課	[本庁]：教育委員会
------	------------

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

### 1 防災体制の確立

#### (1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

#### (2) 事前準備

ア 校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

(ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

(イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

(ウ) 市教育委員会、警察、消防及び保護者への連絡体制を確立する。

(エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

#### (3) 災害時の体制

県では、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成 24 年 3 月）を作成している。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速や

- かに把握するとともに、市教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、市教育委員会に報告する。
  - エ 校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、指定避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
  - オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
  - カ 応急復旧計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

#### (4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒に対しては被災状況を調査し、市教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 市教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、指定避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、市教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 市教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

## 2 応急教育

### (1) 応急教育の方法

- 学校の施設が罹災、あるいは地域の避難施設となった場合、次の点に留意して応急教育を実施するものとする。
- ア 学校施設が罹災した場合は、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるように措置する。
  - イ 応急復旧不可能な場合は、被災僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設等を借り上げて実施する。
  - ウ 一斉授業が不可能な事態が予想される場合は、勉学の方法、内容等をあらかじめ周知させる。
  - エ 長期にわたり授業不能な場合は、学校と児童生徒との連絡方法及び勉学上の組織（地区組織等）の整備と活用を十分に行う。
  - オ 市教育委員会単位の教職員の動員体制を整え、管内各学校が有機的連携のもとで対処できるようにする。なお、教員の不足により応急教育の実施に支障をきたす場合は、県への教員のあっせんを要請することとする。

### (2) 応急教育実施の予定施設

- ア 市教育委員会は、学校長と協議し、被災学校の授業開始のための応急施設

整備計画を作成する。

イ 被災の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

ウ 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・市民に対し、周知徹底を図る。

### 被害の程度と応急教育実施予定施設

被災の程度	応急教育実施予定施設
学校の一部の校舎が災害を受けた程度の場合	(ア) 特別教室・体育館等を利用する。 (イ) 2部授業を実施する。
学校の校舎が全部災害を受けた程度の場合	(ア) 公民館等公共施設を利用する。 (イ) 隣接学校の校舎を利用する。
市内大部分(広域な範囲)について大災害を受けた場合	避難先の最寄の学校・公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(ア) 住民避難先の最寄の学校・災害を受けなかった最寄の学校・公民館・公共施設等を利用する。 (イ) 応急仮校舎を建設する。

### 3 教材・学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒等に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

市教育委員会及び各学校は、災害救助法関係及びその基準外の教材・学用品の調達及び配給方法について、あらかじめ計画を樹立しておくものとする。

#### (1) 実施機関

ア 教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、学用品等の給与に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に学用品等の給与を行わせることができる。

#### (2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある児童生徒であること。

(イ) 小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。)、中学校生徒(特別支援学校の中学部生徒を含む。 )及び高等学校等生徒(定時制の課程、特別支援学校の高等部生徒を含む)に対して行うものとする。

#### イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び市教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実際に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

#### ウ 学用品の品目

##### (ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

##### (イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

##### (ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

##### (エ) 学用品給与の費用限度額

- a 教科書（教材を含む。）代 実費
- b 文房具及び通学用品
- c 小学校児童 1人当たり 4,800円以内
- d 中学校生徒 1人当たり 5,100円以内
- e 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円以内

##### (オ) 学用品の給与期間

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

## 4 授業料の減免、育英補助の措置

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

## 5 給食措置

### (1) 物資対策

ア 市教育委員会は、被害を受けた学校給食用物資に関して、各学校の状況を調査し、県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。

イ 市は、学校給食用物資に被害を受けたことによる補充又は応急の給食を実施するため、米穀等の給付を受けようとする場合は、学校給食用米穀取扱要綱及び学校給食用小麦粉取扱要領に基づき、学校給食会に対し需要の申請を行うことにより、米穀等の供給を受けるものとする。

### (2) 給食施設の臨時利用

災害の発生状況によって、学校給食施設が、被災住民の給食用として全面的

に利用される場合は、災害対策本部と協議し、実情に応じて措置する。

## **6 その他**

各学校においては、特に衛生管理（防疫、健康管理）について注意を払うよう努めるものとする。

## **7 文化財の保護**

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市指定の文化財にあつては市教育委員会へ、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

## 第 12 節 帰宅困難者等支援計画

この計画は、大規模地震災害等により交通が途絶した場合、通勤・通学・旅行等の理由で自宅を離れている人々（帰宅困難者）のうち、徒歩により帰宅する者を支援するために定めるものである。

関係部課 [本庁]：本部班、収容班

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

市は、震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、企業、学校、事業所等に対し、防災行政無線等を通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、緊急速報メールやSNS等の媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

### 2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業、学校、事業所等は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、市から提供される情報により、周辺の安全を確認した上で、施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。なお、一時滞在施設が開設された場合は、市や警察等関係機関と連携して利用者の避難誘導を行う。

### 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

### 4 帰宅困難者等の把握と情報提供

#### (1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や都内から幹線道路等を通して徒歩により移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

## (2) 帰宅困難者等への情報提供

市及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、県や関係機関と連携して緊急速報メールやSNS等を活用した情報提供についても検討する。

## 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

### (1) 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

[資料 7-1 5] 帰宅困難者一時滞在施設 (資料編 58 頁)

### (2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

### (3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、市は県や関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

## 6 徒歩帰宅支援

### (1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

市及び県は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

### (2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、県や関係機関と連携して緊急速報メールやSNS等を活用した情報提供についても検討・実施していく。

## 7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、市は、関係機関と連携し、搬送手段確保に努める。

## 第 13 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

この計画は、長期避難生活による被災者の健康状態の悪化等を防止するため、保健衛生活動、防疫について定めるほか、死体の搜索処理並びに障害物の除去対策、廃棄物による被災地の環境汚染の防止対策等について定めるものである。

関係部課 [本庁]：救援班、復旧班 [事務組合等]：館山市環境保全協業組合

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の市民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

### 1 保健活動

(1) 市及び安房保健所（健康福祉センター）は、災害発生時、把握している要配慮者の健康状態の把握を行い、市が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 市は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。

ア 市は、(公社)安房医師会、安房保健所（健康福祉センター）等と連携し、保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

イ 市は、被災者の衛生状態を良好に維持するため、入浴施設に係る情報提供を行う。

ウ 市は、災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、安房保健所（健康福祉センター）と連携して予防活動を実施する。

エ 市は、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人・場所）を整え、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

オ 市は、平常時から安房保健所（健康福祉センター）と連携し、指定避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

### 2 飲料水の安全確保対策

市及び安房保健所（健康福祉センター）は、被災者に対し飲料水の安全衛生の確保について適切な広報及び指導を行う。

### 3 防疫活動

#### (1) 防疫体制の確立

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な防疫措置を講ずるものとする。

#### (2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市及び県が実施する。

また、防疫対象地域が広大な場合等は、関係機関等の応援、協力を要請するものとする。

#### (3) 災害防疫の実施方法

##### ア 防疫措置の強化

地震時における感染症発生を防止するため、市災害対策本部救援班を設け、対策の推進を図る。

##### イ 検病調査及び健康診断

(ア) 災害の規模に応じ、救援班は、保健師又は看護師その他の職員によるチームを編成し、(公社)安房医師会の協力を得て、指定避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を計画的に実施する。

(イ) 実施に当たっては、日本赤十字社千葉県支部、安房保健所（健康福祉センター）、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努める。

(ウ) 検病調査の結果、必要があるときは、安房保健所（健康福祉センター）の指示により、感染症法第7条第1項の規定による健康診断を実施する。

##### ウ 罹患地区に対する指導及び指示

(ア) 市は、罹患地区において、実情に即した指導及び指示を行うため、安房保健所（健康福祉センター）及び県健康福祉部衛生指導課職員の派遣を依頼する。

(イ) 知事が感染症予防上必要と認めて、次の事項の指示を発したときは、市長はこの事務を実施するよう措置する。

a 感染症法第27条第2項の規定による消毒に関する指示

b 感染症法第28条第2項の規定による、ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

c 感染症法第31条第2項の規定による生活用水の供給の指示

d 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示

##### エ 防疫活動の実施

##### (ア) 消毒

a 市は、浸水家屋、下水、指定避難所のトイレ、その他必要な場所の消毒を随時行う。

b 市は、汚染のおそれ又は疑いのある井戸の消毒を随時行う。

c 市は、そ族又は昆虫等の駆除を行う。

(イ) 食品衛生監視

市は、安房保健所（健康福祉センター）に食品衛生の指導を求め、食品の安全保持に努める。

(ウ) 防疫活動に必要な薬剤及び資機材の確保

防疫用資機材・薬剤は、県等から調達するが、市においても安房薬剤師会薬業会の協力を得て、使用する防疫用資機材・薬剤を確保する。

なお、防疫対象地域が広大な場合等は、関係機関等の応援、協力を要請するものとする。

### 防疫活動に必要な薬剤及び資機材

- ・スイングフォッグ6台、肩掛噴霧器3台
- ・クレゾール石けん液、逆性石けん液、次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他薬品

(4) 家庭用の給水

家庭用の給水については、交通の途絶した地域を優先とし、三芳水道企業団の給水車、給水タンク、ポリ容器等により供給する。なお、この場合、次のような掲示を行い、市民への広報に努める。

ア 掲示板例

掲示に当たっては、新聞紙1頁大の木板を使用する。用紙は、模造紙その他丈夫なものを使用すること。長雨の場合は、ベニヤ板を使用する。

イ 掲示文例

### 掲示文例

- ・この井戸水は 月 日消毒実施（飲める、飲めない）
- ・この地域の水道の水は（飲める、飲めない）
- ・飲料水は 月 日、 時 分頃 へ取りに来てください。

(5) 報告・広報

市は、警察、消防等諸機関、その他関係団体の緊密な協力のもと、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告するものとする。

また、市は、地震時の社会不安の防止を図るため、防疫情報並びに防疫活動について、市広報車や防災行政無線等による広報活動を実施する。

### 感染症発生の広報例

- ・地域に □□患者が 名発生しました。
- ・体の具合の悪い方は □□に連絡してください。
- ・医療救護所は □□□にあります。

#### 4 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

##### (1) 実施機関

- ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときの死体の処理については知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長が行う。
- ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に行わせることができる。
- エ 本市限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。また、遺体の搬送においては、(一社)全国霊柩自動車協会との「災害時の遺体搬送に関する協定」に基づき、必要に応じ協力を要請する。
- オ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設(遺体収容所、検視場所、死体安置所)の確保は、県・市が場所の選定を行う。

##### (2) 死体の搜索及び収容

死体の搜索は、現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情より既に死亡していることが推定される者に対して、次の方法で行う。

##### ア 陸上搜索

- (ア) 市は、警察・消防機関と協議し、死亡場所の確認を行い、救援班及び消防団員は、警察官の協力を得て搜索に当たる。
- (イ) 死亡場所不明の場合は、家族・縁故者よりの報告又は災害の状況より、死亡推定箇所の区域を定め、その範囲内を搜索するものとする。

##### イ 海上搜索

海上搜索については、海上保安部と連絡を密にし、協力し実施するものとする。

##### ウ 死体収容

死体を発見した場合、市は、警察官の協力を得て収容作業に当たる。警察官の死体検視(検分)後、状況に応じて死体収容安置所に収容し、氏名が判明した者については棺に氏名を貼付し、警察当局から遺族又は縁故者へ引き渡すものとする。埋火葬許可は市民課において行う。

[資料8-4]死体収容安置所一覧(資料編 76頁)

##### (3) 災害救助法による救助

災害救助法を適用した場合の救助基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における応急対策は、同法が適用された場合に準じて的確に実施するものとする。

## ア 死体の捜索

### (ア) 死体の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者。

- a 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。
- b 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。
- c 死亡した原因は問わないこと。

### (イ) 死体捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

### (ウ) 費用

捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費の当該地域における通常の実費とする。

## イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

### (ア) 死体を処理する場合

- a 災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合。
- b 災害救助法適用市町村以外の市町村に漂着した場合。
- c 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）刑事訴訟法第229条（検視）検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体検視（検分）終了後、警察当局から遺族又は市に引渡された後の必要な死体の処理をする場合。

### (イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

### (ウ) 限度額

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理に要する費用は、死体一体当たり3,500円以内とする。
- b 死体の一時保存に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設等の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり5,500円以内とする。

なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

- c 検案に要する費用は、救護班によれない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- d 死体の処理のための必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

### (エ) 死体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

## ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、実際に埋葬を実施するものに支給。

### (ア) 埋葬を行う場合

- a 災害時の混乱の際に死亡した者。
- b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合。

### (イ) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

### (ウ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、災害による一時的混乱期に行う応急的な仮葬であり、原則として火葬により実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

### (エ) 費用

埋葬のため支出できる費用は、次のとおりとする。

大人219,100円以内

小人175,200円以内

### (オ) 埋葬場所

必要に応じ、市内に所在する寺院の協力を得るものとする。

## (4) 身元不明死体に関する取扱

墓地、埋葬等に関する法律、並びに行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定に準じて行う。

## 5 動物対策

安房保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

## 6 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の市民が当分の間の生活に支障のないよう、館山市災害廃棄物処理計画に基づき環境保全を図る。

### (1) 災害廃棄物処理

#### ア 実施機関

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。

(イ) 大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合又は施設が被災した場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、市町村相互で援助協力を行う。

- (ウ) 建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。
  - (エ) 県は、市災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言を行う。
- イ 災害廃棄物の収集、処理
- (ア) 組織体制
    - 市は、災害廃棄物対策組織として必要に応じ、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握するとともに、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。
  - (イ) 発生量の推計方法
    - 市は、原則として、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）又は市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）で定めた推計方法に準じて災害廃棄物の発生量を推計し、処理体制の確立を図る。
  - (ウ) ごみ収集・処理の方法
    - ごみ収集は、被害地域に重点を置いて行うものとし、ごみの処理は、環境センターが実施するものとする。ただし、業務を迅速に処理するため、他の応援が必要な場合は、必要に応じて職員を配置する。
  - (エ) 災害廃棄物の処理方針
    - a がれき
      - がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別・性状に応じた中間処理、再利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市の最終処分場で適正に処分することとする。
    - b 粗大ごみ
      - 粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。
    - c 生活ごみ
      - 生活ごみ（指定避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。
  - (オ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針
    - 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を市民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。
  - (カ) 環境大臣による廃棄物の処理代行
    - 環境大臣より廃棄物処理特例地域として指定された場合は、市長は、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。
- ウ 仮置場の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、市は、対策指針又は策定指針で定めた推計方法に準じて必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

## (2) し尿収集・処理

### ア 処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

### イ 収集・処理方法

(ア) し尿収集は、館山市環境保全協業組合の車両をもって行うものとする。

(イ) 収集量に対するし尿処理能力が及ばないときは、暫定措置として便池内容の2～3割程度のくみ取りとし、各戸のトイレ使用が可能となるよう配慮する。

(ウ) 収集したし尿の処分は、衛生センターで処分する。

## (3) 仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなる場合が想定されることから、仮設トイレの備蓄を図る。

[資料8-8]清掃センター及び衛生センターの処理能力(資料編 84頁)

## (4) 障害物の除去

### ア 道路関係障害物の除去

道路上の障害物の除去は、自動車、死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行うものとし、それぞれが所有する関係機械器具、車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

#### (ア) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、それぞれの実施機関において定めるものとするが、市長が管理する道路に関わる障害物の集積場所は、次の基準により災害発生箇所の近くに設けるものとする。

a 交通に支障のない国有地、県有地、市有地を選ぶものとする。

b aによる適地がなく民有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結するものとする。

#### (イ) 機械器具等の調達

必要な機械器具の使用に当たっては、災害の種類、規模及び程度を速やかに調査し、現有機械器具で不足する場合、安房土木事務所、関係業者(建設業者)の協力を求めて調達使用するものとする。

### イ 軌道等に障害を及ぼしているものの除去

軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、法律により当該施設の所有者が行うものとする。この場合においてもアに準ずるものとする。

### ウ 港内において船舶の航行に障害を及ぼしているものの除去

- (ア) 所有者が判明しているものは所有者が除去するものとする。
- (イ) 所有者が不明のものは、港湾法第2条に規定する港湾管理者が、同法第12条の規定により行うものとする。
- (ウ) 直ちに除去できない障害物については、標識を設置して危険防止の措置をとる。

#### エ 住宅関連障害物の除去

##### (ア) 実施機関

- a 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、市長はこれを補助する。
- b 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う除去の実施を待つことができないときは、除去に着手する。
- c 知事は、災害救助法が適用された場合においても、除去を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に除去を行わせることができる。
- d 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

##### (イ) 災害救助法による障害物の除去

災害救助法が適用された場合の住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

- a 障害物の除去の対象となるもの
  - (a) 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
  - (b) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
  - (c) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
  - (d) 住家の被害程度は、半壊若しくは床上浸水したものであること。
- b 障害物の除去の方法  
実施機関が、自らの組織、人夫及び技術者を動員して除去を行う現場給付とする。
- c 障害物の除去の経費の限度額  
障害物の除去のため支出できる費用は、1世帯当たり138,700円以内とする。
- d 障害物の除去の実施期間  
災害発生の日から10日以内とする。

##### (5) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティア

に対し、注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(6) 健康被害の防止対策

市では、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導しており、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとしている。

## 第 14 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

この計画は、震災により住家を失い、又は破損したため居住することができなくなった人、若しくは自力で住家を応急修理ができない人に対して、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設等、必要な措置について定めるものである。

関係部課 [本庁]：復旧班

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

### 1 応急仮設住宅の建設計画

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では住家の確保ができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設するものとする。

なお、要配慮者の安全性確保と避難生活が長期化する場合を想定し、要配慮者に配慮した計画とする。

#### (1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の供与は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、市長はこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、供与に着手する。

ウ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

#### (2) 供与の方法

##### ア 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で関係団体と協力し、借り上げにより賃貸型応急住宅を提供する。

##### イ 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅建設する。

#### (3) 災害救助法による供与

災害救助法を適用した場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

##### ア 建設場所

災害の規模及び種別等に応じ、県等と協議し、適当な空地に建設する。

イ 建設住宅の形式、規模及び費用

- (ア) 建設住宅は平家建とし、必要に応じてこれと同程度の長屋建とする。
- (イ) 設置規模は当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、設置に要する費用は、1戸当り6,775,000円以内とする。
- (ウ) 応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- (エ) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。

ウ 実施期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

(4) 管理及び処分

- ア 応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に本市に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる者とする。
  - (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
  - (イ) 特定の資産のない失業者
  - (ウ) 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯
  - (エ) 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者
  - (オ) 特定の資産のない勤労者
  - (カ) 特定の資産のない中小企業者
  - (キ) 前各号に準ずる経済的弱者等
- イ 応急仮設住宅の供与期間は2年（特定非常災害の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第7条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第3項後段の規定にかかわらず同項の許可期間を延長した場合においてはその期間）以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

## 2 被災した住宅の応急修理計画

災害のため住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施機関

- ア 被災した住宅の応急修理は、市長が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、市長はこれを補助する。
- イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、応急修理に着手する。
- ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に応急修理を行わせることができる。
- エ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援

を得て実施するものとする。

(2) 建設業者（建設協力会）への協力依頼

住宅の応急修理の実施にあたっては、状況に応じて、建設業者（建設協力会）等に協力を依頼する。

(3) 災害救助法による応急修理

災害救助法を適用した場合の修理基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 住家が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

(イ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 50,000 円以内とする。

(ウ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(イ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

a bに掲げる世帯以外の世帯 706,000 円

b 半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円

(ウ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から 3 か月以内に完了するものとする。

### 3 物資調達

(1) 市は、建設資材の調達に当たっては、市内業者に依頼する。

(2) 市は、市内に著しい災害が発生し、災害救助法が適用された場合、必要に応じて災害復旧用材の供給を関東森林管理局千葉森林管理事務所、あるいは千葉県農林水産部に対し要請する。

### 4 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し市民の安全を守るため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、他の市町村との協議、連携を図りつつ、相互協力及び支援を行うものとする。

(1) 応急危険度判定士の確保

市は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、次の方法により応急危険度判定の有資格者を確保する。

応急危険度判定士確保の方法

- ア 県、他市町村への要請
- イ 市内の建築士会等関係団体への要請

(2) 応急危険度判定本部の設置

市は、市役所内に応急危険度判定実施本部を設置し、次の準備を行う。

危険度判定の準備事項

- ア 担当区域の分担
- イ 判定基準等のマニュアルの準備
- ウ 判定結果を表示する用紙の準備
- エ 実施方法等の説明会の実施

(3) 応急危険度判定の実施

判定は、2人以上のチームで目視点検により行う。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。なお、判定は指定避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

危険度判定結果の表示

危険（赤色）	立入禁止	「危険」と判断された建築物には立ち入らないようにする。
要注意（黄色）	立入注意	「要注意」と判断された建築物に立ち入る場合には、調査結果に基づき、注意事項に十分留意する。
調査済（緑色）	立入可能	被害の程度は小さいと判断された建築物には立ち入ることができる。

5 被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

- (1) 災害対策本部長は、必要に応じて被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、県災害対策本部長に支援の要請をするものとする。

被災宅地危険度判定実施本部の本部長は、建設環境部都市計画課長がこれに当たるものとする。

(2) 被災宅地判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき行い、判定結果はステッカー等により表示するものとする。

(3) 施設等に著しい被害の生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

## 6 罹災証明書の交付体制の確立

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など、罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

また、被災時には、市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

## 第 15 節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

この計画は、液状化等により被災したライフライン関連施設等の応急復旧体制を確立し、生活機能の早期復旧を図るために定めるものである。

関係部課 [本庁]：調達班、復旧班 [事務組合等]：三芳水道企業団

上下水道・電気・ガス・通信・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

市は、情報収集で得た画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

### 1 水道施設

震災時において、三芳水道企業団は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。なお、三芳水道企業団及び市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行うものとする。

#### (1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

#### (2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

##### ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

##### イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

##### ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

#### (3) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、市民への適切な広報に努める。

## 2 下水道施設

### (1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に  
応急対策活動を実施する。また、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活  
動体制の整備に努める。

### (2) 緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下  
水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を  
行う。また、活動態勢の確立並びに関係機関等の連携による応援態勢の確立を  
図る。

### (3) 応急復旧対策

応急復旧に当たっては、被害の状況・原因等の調査を行うとともに、応急復  
旧対応の内容を決定し、復旧工事を実施する。

なお、県内で対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロッ  
ク下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧  
を行う。

### (4) 防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資  
機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等によ  
り連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

### (5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、市民への適切な広報に努め  
る。

[資料 13-10]関東ブロック下水道事業における災害時支援に関する申し合わせルール  
(資料編 125 頁)

## 3 電気施設

### (1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本  
部を千葉総支社に設置する。また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう  
要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な要員構成を行って  
おく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出動可能要員を把握しておく  
とともに、震災時における応援出動体制を確立しておく。

### (2) 震災時の応急措置

#### ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調  
達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保

する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あてに緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に、連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

### (3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定緊急避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PR

- するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。
- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
  - (イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。
  - (ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
  - (エ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
  - (オ) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
  - (カ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
  - (キ) その他事故防止のための留意すべき事項。
- エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。
- オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

#### 4 ガス施設

##### (1) 房州瓦斯(株)における応急対策

###### ア 概要

災害が発生した場合、社内規程により非常災害対策本部が設置される。

また、当社は、基本方針の一つに導管の保安体制の強化をあげており、日直、宿直を採用し、24時間勤務を実施し、常に事故処理体制を取っている。非常災害時は、災害の規模等に応じて非常配備体制をとり、二次災害の防止と、事故処理に当たる。

###### イ 情報収集、連絡体制

(ア) 災害に対して有線等の通信設備を使用し、情報の収集、連絡に当たる。

(イ) 消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て検討する。

(ウ) 非常災害本部は、社内各部との連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

###### ウ 消費者に対する広報

関係機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、巡回車による巡回のほか、関係機関に協力を要請し、ガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

##### (2) (公社)千葉県LPガス協会安房支部における応急対策

###### ア 動員配備体制

非常災害が発生し、安全地域に広範囲の被害が発生、若しくは重大な被害の発生するおそれがある場合、支部、協議会、現地にそれぞれ対策本部を設置し、非常配備体制をとる。

#### イ 応急対策

防災関連機関との連携を密にし、迅速かつ効果的な応急対策の実施を図る。

##### (ア) 非常災害時の発動措置

- a 官公庁や報道機関等、防災関係機関からの被害情報等の収集
- b 各対策本部間の連絡調整
- c 被災設備の緊急措置並びに安全確認

##### (イ) 応急措置

- a 病院、公共施設及び指定避難所等の重要特定施設へのLPガス設備の設置と取扱いの指導
- b 家庭用LPガス設備の安全点検及び復旧
- c 防災各機関へのLPガス設備の設置と取扱いの指導
- d 集会場等の特定施設への応急供給

##### (ウ) 資機材等の調達及び輸送

LPガス及び応急資材の確保と輸送は、輸送経路等の確認等、防災関係機関との連携により安全かつ最も早い方法で実施する。

##### (エ) 災害時の広報

災害時には、二次災害を防止するため、市民へのLPガスの利用に関する諸注意等の広報活動を実施する。

また、平素から、災害時におけるLPガスの使用に関する啓発活動に努める。

## 5 通信施設

### (1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

#### ア 震災時の活動体制

##### (ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

##### (イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

#### イ 発災時の応急措置

##### (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備

- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事中車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板（web171）の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板（web171）の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株)NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

#### (4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

#### (5) 楽天モバイル(株)

楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

### 6 道路・橋梁

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行う。また、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

### 7 その他公共施設

地震が発生した場合、市が管理する河川、漁港、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。なお、応急措置にあたっては、公共の安全確保上、緊急に措置する必要があるものから実施する。

#### (1) 河川管理施設

地震、津波等により、堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき又はそのおそれのある時は、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

#### (2) 漁港施設

地震・津波により、漁港の基本施設等が被害を受けたとき又はそのおそれがある時は、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

#### (3) 砂防設備、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

地震により、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき又はそのおそれのある時は、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第 16 節 ボランティアの協力等

この計画は、大規模震災時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を要するため、個人のボランティアやボランティア団体等の協力を得て、応急対策を効果的なものとするために定めるものである。

関係部課	[本庁]：本部班、総務班、救援班、復旧班
------	----------------------

市は、館山市社会福祉協議会と連携して災害時に備えて館山市災害ボランティアセンターの開設・受入、調整についてのマニュアル作成や訓練の実施により体制を整備するとともに、平常時より活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成にも努める。

また、市は社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

### 1 災害ボランティアセンターの設置

#### (1) 館山市災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、災害時におけるボランティアセンターの運営に関する協定により、市社会福祉協議会が行う。

#### (2) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。本市に係る広域災害ボランティアセンターの設置場所は、次のとおりである。

#### 広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
かずさ広域災害VC	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）

### 2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

#### (1) 専門分野

専門分野のボランティアは、資料編に示す県の活動担当部局が中心となって対応するものであり、市は派遣人員等を県に要請し、支援を受けるものとする。ボランティアは、専門的知識あるいは技能を要する活動に当たることとし、

具体的には次のような活動を想定する。

- ア 救護所等での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

[資料10-1]県のボランティア活動担当部局（資料編 90頁）

## (2) 一般分野

一般分野のボランティアは、市又は県災害ボランティアセンターが中心となって対応するものとする。具体的には、次のような活動を想定する。

- ア 指定避難所の運営補助
- イ 炊出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

## 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は、次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

### (1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を積極的に担う個人
- オ その他

### (2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び館山市社会福祉協議会
- ウ 自主防災会又は町内会
- エ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- オ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- カ その他のボランティア活動団体等

## 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

市は、常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を

呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。併せて市民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び近隣市町の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

## 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、市は県、市社会福祉協議会及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 市担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、市の各活動担当部局が中心となって対応する。

市の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に人員を派遣する。

### ボランティアの活動分野と受付窓口

活動分野	個人・団体	市受付窓口
医療、看護	医師、保健師、看護師、薬剤師、 歯科医師、歯科衛生士、ボラン ティア医療団体	健康課
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	建築施設課
高齢者、障害者支援	支援団体	社会福祉課、高齢者福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンショ ンビューロー事業ボランティ ア通訳、ボランティア通訳	市民協働課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連 盟千葉県支部	危機管理課

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習を行い、登録を行っていることから、発災時に県、関係団体等と速やかに連携を図り、判定士への連絡とその招集を行う。

## (2) 市災害ボランティアセンターによる登録

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

市災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

## (3) ボランティアニーズの把握

市は、被災現地における体制を整備し、市災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、被災地に設置する現地救護本部や巡回パトロールによる情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、市全域のボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

## (4) 各種ボランティア団体等との連携

市災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

## (5) 館山市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は館山市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

# 6 ボランティア受入体制

## (1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

## (2) 活動拠点の提供

市は、必要に応じて、ボランティア間の交流及び情報交換の場となる活動拠点を用意する。

## (3) 活動費用の負担

市は、必要に応じて、ボランティアの活動に伴う経費を負担する。

## (4) 保険の付与

市災害ボランティアセンターは、ボランティアの活動に伴う事故発生に対処するため、ボランティアに対して、ボランティア保険の加入を活動の条件と

する。

## 7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

(1) 一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

このため、市は、県が実施する各種研修会や講習会等の機会を利用して、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

(2) また、発災時に迅速な受入ができるよう、災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

## 8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部による、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するための計画は資料10-2のとおりである。

[資料10-2]防災ボランティア研修等一覧（資料編 90頁）

## 9 公共的団体活用計画

市は、災害対策実施のため、公共的団体として次の奉仕団を組織し、救護等の万全を期する。

### (1) 奉仕団

市は、災害奉仕活動の実態に即した奉仕団を編成するものとする。

- ア 千葉県赤十字奉仕団
- イ 青年団
- ウ 婦人会
- エ 町内会
- オ その他の団体

### (2) 奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

- ア 炊出しその他災害救助の実施
- イ 清掃の実施
- ウ 防疫の実施
- エ 災害対策用物資の輸送及び配分
- オ 上記作業に類した作業の実施

なお、日本赤十字奉仕団の活動は、資料編に示すように、救護奉仕、看護奉仕、炊出奉仕、物資配給奉仕、避難誘導奉仕等を行う。

このため、常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の関係機関とも綿密な連絡に努める。

[資料10-3]千葉県赤十字奉仕団の活動内容（資料編 91頁）

## 10 労働力充足計画

### (1) 求人の申込み

市長は、災害応急措置の実施において作業員等を必要とするときは、当該機関の所在地を管轄する公共職業安定所長に対し、所定の申込書により、求人の申込みをするものとする。

### (2) 求職者の紹介

公共職業安定所長は、市長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請するものとする。